

## ●香川県告示第253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定により、平成26年1月1日に免許した共同漁業権の変更について、平成28年8月1日次のとおり免許した。

平成28年8月5日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天雲俊夫

1 免許番号 共第237号（建網）

免許年月日 平成28年8月1日

漁場の位置及び区域

変更前

- ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町、丸亀市、仲多度郡多度津町地先
- イ 点の位置
  - 基点A 坂出市番の州B物揚場北西端から護岸沿い南へ150メートルのところ
  - 〃 B 丸亀市上真島高頂
  - 〃 C 丸亀市牛島町ザトーメ鼻南端
  - 〃 D 丸亀市下真島高頂
  - 〃 E 丸亀市本島町カブラサキ鼻
  - 〃 F 多度津町岩島高頂
  - 〃 G 三豊市詫間町志々島東端
  - 〃 H 多度津町、三豊市三野町境界
  - 〃 I 宇多津町大東川尻左岸護岸突端
  - 〃 J 宇多津町宇多津港防波堤突端
  - 〃 K 宇多津町旧沖耕塩田北護岸防砂堤基部から突端へ150メートルのところ
  - 〃 L 宇多津町旧沖耕塩田北護岸西角
  - 〃 M 丸亀港福島2号護岸東端から護岸沿い西へ4メートルのところ
  - 〃 N 丸亀市旧蓬莱塩田護岸東端
  - 〃 O 丸亀市広島東端
  - 〃 P 多度津町蛭子港4号護岸東端
  - 〃 Q 多度津町臨海土地A地区（東港町）北護岸東端
  - 〃 R 多度津町臨海土地B地区（西港町）東防波堤突端
  - 〃 S 多度津町臨海土地B地区（西港町）北護岸東角
  - 〃 T 多度津町臨海土地B地区（西港町）北護岸西角
  - 〃 U 多度津町臨海土地B地区（西港町）西防波堤屈折部
  - 〃 V 多度津町臨海土地B地区（西港町）西護岸北角
  - 〃 (A) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ272メートルのところ
  - 〃 (B) 宇多津町吉田埋立地西護岸角防波堤基部から護岸沿い東へ101メートルのところ
  - 〃 (C) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところ
  - 〃 (D) 宇多津町大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い南へ121メートルのところ
  - 〃 (E) 宇多津町旧陸耕塩田西端屈折部から南へ31メートルのところ

〃 (F) 丸亀市土器町北1－2 (株) 朝日スチール工業丸亀工場敷地南東角から北東  
～13メートルのところ

〃 (G) 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場北側護岸東端

〃 (H) 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場北側護岸西端

〃 (I) 丸亀港東汐入川東護岸北端

〃 (J) (I)から護岸沿い南～77メートルのところ

〃 (K) 丸亀港東汐入川西護岸北端

〃 (L) (K)から護岸沿い南～66メートルのところ

〃 (M) 丸亀港福島2号護岸東端

〃 (N) 丸亀港西堀2号護岸南端

〃 (O) 旧三洋汽船岸壁北端

〃 (P) 外堀岸壁旧岸壁北端

〃 (Q) 丸亀航路標識事務所西側護岸円曲部北端

〃 (R) 丸亀検潮所西側護岸北端

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

〃 ロ DからE見通し線上Dから150メートルのところ

〃 ハ FからG見通し線上Fから150メートルのところ

〃 ニ 大東川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点

〃 ホ 旧沖桟塩田西護岸北延長線上Lから150メートルのところ

〃 ヘ MからN見通し延長線とDからB見通し線との交差点

〃 ト OからD見通し延長線と昭和町埋立地北護岸との交差点

〃 チ SからT見通し延長線とVからU見通し延長線との交差点

〃 リ Aからイ見通し線と(A)から(B)見通し線との交差点

〃 ヌ (G)から(H)見通し延長線上(H)から150メートルのところ

〃 ル PからO見通し線上Pから150メートルのところ

〃 ヲ 多度津町臨海土地 (堀江5丁目) 終末処理場西側護岸と平行にヌから南～284  
メートルのところ

〃 ワ (J)から(L)見通し延長線上(J)から11メートルのところ

〃 カ ワから東汐入川東護岸と平行に南～200メートルのところ

〃 ヨ (L)から(J)見通し延長線上(L)から3メートルのところ

〃 タ ヨから東汐入川西護岸と平行に南～200メートルのところ

〃 レ 丸亀港福島2号岸壁延長線上(M)から北東～2メートルのところ

〃 ソ (N)から丸亀港内堀南物揚場沿い東～2メートルのところ

〃 ツ (O)から(P)見通し延長線上(P)から5メートルのところ

〃 ネ (Q)から(R)見通し延長線上(R)から8メートルのところ

〃 ナ ツを通り外堀岸壁旧岸壁面に平行な直線とネを通り (株) 丸亀魚市場荷捌き所  
前の外堀岸壁に平行な直線との交差点

ウ 漁場の区域 (A)リ、リイ、イロ、ロハ、ハF、FHの6直線と最大高潮時海岸線に囲  
まれた区域。ただし、大東川にあっては(C)から(D)見通し線まで、安達川にあっては  
(E)から(F)見通し線まで、土器川にあっては土器川大橋下流側から下流10メートルのと

ここまで、金倉川にあっては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。なお、次の(ア)から(コ)までの区域を除く。

- (ア) Iニ、ニJの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (イ) Kホ、ホLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (ウ) MN、Nヘ、ヘD、Dトの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (エ) (H)ヌ、ヌヲ、ヲル、ルPの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (オ) QからR見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (カ) Tチ、チUの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (キ) 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域
- (ク) (J)ワ、ワカ、カタ、タヨ、ヨ(L)の5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (ケ) (M)レ、(N)ソの2直線と(M)(N)間沖出し2メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (コ) (P)ツ、ツナ、ナネ、ネ(R)の4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

#### 変更後

- ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町、丸亀市、仲多度郡多度津町地先
- イ 点の位置
  - 基点A 坂出市番の州B物揚場北西端から護岸沿い南へ150メートルのところ
  - 〃 B 丸亀市上真島高頂
  - 〃 C 丸亀市牛島町ザトーメ鼻南端
  - 〃 D 丸亀市下真島高頂
  - 〃 E 丸亀市本島町カブラサキ鼻
  - 〃 F 多度津町岩島高頂
  - 〃 G 三豊市詫間町志々島東端
  - 〃 H 多度津町、三豊市三野町境界
  - 〃 I 宇多津町大東川尻左岸護岸突端
  - 〃 J 宇多津町宇多津港防波堤突端
  - 〃 K 宇多津町旧沖耕塩田北護岸防砂堤基部から突端へ150メートルのところ
  - 〃 L 宇多津町旧沖耕塩田北護岸西角
  - 〃 M 丸亀港福島2号護岸東端から護岸沿い西へ4メートルのところ
  - 〃 N 丸亀市旧蓬莱塩田護岸東端
  - 〃 O 丸亀市広島東端
  - 〃 P 多度津町蛭子港4号護岸東端
  - 〃 Q 多度津町臨海土地A地区(東港町) 北護岸東端
  - 〃 R 多度津町臨海土地B地区(西港町) 東防波堤突端
  - 〃 S 多度津町臨海土地B地区(西港町) 北護岸東角
  - 〃 T 多度津町臨海土地B地区(西港町) 北護岸西角
  - 〃 U 多度津町臨海土地B地区(西港町) 西防波堤屈折部
  - 〃 V 多度津町臨海土地B地区(西港町) 西護岸北角
  - 〃 (A) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ272メートルのところ
  - 〃 (B) 宇多津町吉田埋立地西護岸角防波堤基部から護岸沿い東へ101メートルのと

ころ

- 〃 (C) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところ
  - 〃 (D) 宇多津町大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い南へ121メートルのところ
  - 〃 (E) 宇多津町旧陸柵塩田西端屈折部から南へ31メートルのところ
  - 〃 (F) 丸亀市土器町北1-2 (株) 朝日スチール工業丸亀工場敷地南東角から北東  
～13メートルのところ
  - 〃 (G) 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸東端
  - 〃 (H) 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場北側護岸西端
  - 〃 (I) 丸亀港東汐入川東護岸北端
  - 〃 (J) (I)から護岸沿い南へ77メートルのところ
  - 〃 (K) 丸亀港東汐入川西護岸北端
  - 〃 (L) (K)から護岸沿い南へ66メートルのところ
  - 〃 (M) 丸亀港福島2号護岸東端
  - 〃 (N) 丸亀港西堀2号護岸南端
  - 〃 (O) 旧三洋汽船岸壁北端
  - 〃 (P) 外堀岸壁旧岸壁北端
  - 〃 (Q) 丸亀航路標識事務所西側護岸円曲部北端
  - 〃 (R) 丸亀検潮所西側護岸北端
  - 〃 (S) 丸亀市丸亀競艇場南駐車場北護岸西端
  - 〃 (T) 丸亀市丸亀競艇場船着場突堤端西角
  - 〃 (U) 丸亀市丸亀競艇場西防波堤突端南角
  - 〃 (V) 丸亀市丸亀競艇場西防波堤上部工西端の見通し延長線と丸亀競艇場北端護岸  
上端部の見通し延長線との交点（金属鉢）
- 点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ
- 〃 ロ DからE見通し線上Dから150メートルのところ
  - 〃 ハ FからG見通し線上Fから150メートルのところ
- 〃 ニ 大東川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点
- 〃 ホ 旧沖柵塩田西護岸北延長線上Lから150メートルのところ
  - 〃 ヘ MからN見通し延長線とDからB見通し線との交差点
  - 〃 ト OからD見通し延長線と昭和町埋立地北護岸との交差点
  - 〃 チ SからT見通し延長線とVからU見通し延長線との交差点
  - 〃 リ Aからイ見通し線と(A)から(B)見通し線との交差点
  - 〃 ヌ (G)から(H)見通し延長線上(H)から150メートルのところ
  - 〃 ル PからO見通し線上Pから150メートルのところ
  - 〃 ヲ 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場西側護岸と平行にヌから南へ284  
メートルのところ
  - 〃 ワ (J)から(L)見通し延長線上(J)から11メートルのところ
  - 〃 カ ワから東汐入川東護岸と平行に南へ200メートルのところ
  - 〃 ヨ (L)から(J)見通し延長線上(L)から3メートルのところ
  - 〃 タ ヨから東汐入川西護岸と平行に南へ200メートルのところ

- 〃 レ 丸亀港福島2号岸壁延長線上(M)から北東へ2メートルのところ
- 〃 ゾ (N)から丸亀港内堀南物揚場沿い東へ2メートルのところ
- 〃 ツ (O)から(P)見通し延長線上(P)から5メートルのところ
- 〃 ネ (Q)から(R)見通し延長線上(R)から8メートルのところ
- 〃 ナ ツを通り外堀岸壁旧岸壁面に平行な直線とネを通り (株)丸亀魚市場荷捌き所前の外堀岸壁に平行な直線との交差点
- 〃 ラ (U)の護岸法尻から沖出し5メートルのところ
- 〃 ム ラから丸亀競艇場西防波堤沿いの護岸法尻から沖出し5メートルの連続した線を通った延長線と(V)の護岸から直角に沖出し方向の線との交差点
- ウ 漁場の区域 (A)リ、リイ、イロ、ロハ、ハF、FHの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大東川にあっては(C)から(D)見通し線まで、安達川にあっては(E)から(F)見通し線まで、土器川にあっては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまで、金倉川にあっては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。なお、次の(ア)から(サ)までの区域を除く。
  - (ア) Iニ、ニJの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (イ) Kホ、ホLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (ウ) MN、Nヘ、ヘD、Dトの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (エ) (H)ヌ、ヌヲ、ヲル、ルPの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (オ) QからR見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (カ) Tチ、チUの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (キ) 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域
  - (ク) (J)ワ、ワカ、カタ、タヨ、ヨ(L)の5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (ケ) (M)レ、(N)ゾの2直線と(M)(N)間沖出し2メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (コ) (P)ツ、ツナ、ナネ、ネ(R)の4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
  - (サ) (S)(T)、(T)ラの2直線とラム間の直線及び曲線とム(V)の直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## 2 免許番号 共第234号 (建網)

免許年月日 平成28年8月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先

イ 点の位置

基点A 直島町荒神島高頂

- 〃 B 高松港2万トンバース南西角から岸壁沿い北東へ117メートルのところ
- 〃 C ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角
- 〃 D 牛ノ鼻
- 〃 E 神在鼻
- 〃 F 香東川左岸突端 (食肉センター北側護岸東角)
- 〃 G Fから護岸沿い西へ200メートルのところ

- 〃 H 貯木場埋立地北側護岸西角
  - 〃 I 本津川左岸旧突端（香西本町イヌイ（株）北東角）
  - 点 イ Cから真方位6度18分258メートルのところ
  - 〃 ロ Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
  - 〃 ハ イからロ見通し線上イから150メートルのところ
  - 〃 ニ ハから真方位22度00分46メートルのところ
  - 〃 ホ ニから真方位132度00分の線と陸岸との交差点
  - 〃 ヘ 食肉センター北側護岸と直角にGから北へ380メートルのところ
  - 〃 ト Iから真方位5度00分407メートルのところ
  - 〃 チ トから真方位280度00分392メートルのところ
  - 〃 リ Iから真方位95度00分8メートルのところ
  - 〃 ヌ リから真方位5度00分195メートルのところ
  - 〃 ル ヌから真方位95度00分9メートルのところ
  - 〃 ヲ ルから真方位5度00分230メートルのところ
  - 〃 ワ ヲから真方位280度00分420メートルのところ
  - 〃 カ ワから真方位190度00分の線とチからE見通し線との交差点
  - 〃 ヨ DからB見通し線とE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ロイ、イヨ、ヨカ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌリ、リ I の9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、川尻までとする。）。ただし、ロハ、ハニ、ニホの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGヘ、ヘHの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

変更後

- ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先
- イ 点の位置
- 基点A 直島町荒神島高頂
- 〃 B 高松港2万トンバース南西角から岸壁沿い北東へ117メートルのところ
- 〃 C ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角
- 〃 D 牛ノ鼻
- 〃 E 神在鼻
- 〃 F 香東川左岸突端（食肉センター北側護岸東角）
- 〃 G Fから護岸沿い西へ200メートルのところ
- 〃 H 貯木場埋立地北側護岸西角
- 〃 I 本津川左岸旧突端（香西本町イヌイ（株）北東角）
- 〃 J 芝山（四等三角点：北緯34度21分、東経133度59分）
- 点 イ Cから真方位6度18分258メートルのところ
- 〃 ロ Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
- 〃 ハ イからロ見通し線上イから150メートルのところ
- 〃 ニ ハから真方位22度00分46メートルのところ
- 〃 ホ ニから真方位132度00分の線と陸岸との交差点
- 〃 ヘ 食肉センター北側護岸と直角にGから北へ380メートルのところ

〃 ト Iから真方位5度00分407メートルのところ  
〃 チ トから真方位280度00分392メートルのところ  
〃 リ Iから真方位95度00分8メートルのところ  
〃 ヌ リから真方位5度00分195メートルのところ  
〃 ル ヌから真方位95度00分9メートルのところ  
〃 ヲ ルから真方位5度00分230メートルのところ  
〃 ワ ヲから真方位280度00分420メートルのところ  
〃 カ ワから真方位190度00分の線とチからE見通し線との交差点  
〃 ヨ DからB見通し線とE見通し線との交差点  
〃 タ Jから真方位69度23分1,997メートルのところ  
〃 レ タから真方位95度36分247メートルのところ  
〃 ソ レから真方位211度57分202メートルのところ  
〃 ツ ヘから真方位264度50分159メートルのところ  
ウ 漁場の区域 ロイ、イヨ、ヨカ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌリ、リIの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、川尻までとする。）。ただし、ロハ、ハニ、ニホの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gヘ、ヘHの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びタレ、レソ、ソヘ、ヘツ、ツタの5直線で囲まれた区域を除く。

### 3 免許番号 共第339号 (桟網)

免許年月日 平成28年8月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 香東川左岸突端（瀬戸内工業埋立地北側護岸東角）

〃 B 女木島南端

〃 C 本津川左岸突端（香西本町埋立地北側護岸東角）

〃 D Cから真方位95度の線と本津川尻右岸護岸との交差点

〃 E 貯木場埋立地北側護岸西角

〃 F Aから護岸沿い西へ200メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Cから真方位95度8メートルのところ

〃 ハ ロから真方位5度195メートルのところ

〃 ニ ハから真方位95度9メートルのところ

〃 ホ ニから真方位5度195メートルのところ

〃 ヘ 瀬戸内工業埋立地北側護岸と直角にFから北へ380メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、ロハ、ハニ、ニホの5直線とAE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Eヘ、ヘFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

変更後

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 香東川左岸突端（瀬戸内工業埋立地北側護岸東角）

〃 B 女木島南端

〃 C 本津川左岸突端（香西本町埋立地北側護岸東角）

〃 D Cから真方位95度の線と本津川尻右岸護岸との交差点

〃 E 貯木場埋立地北側護岸西角

〃 F Aから護岸沿い西へ200メートルのところ

〃 G 芝山（四等三角点：北緯34度21分、東経133度59分）

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Cから真方位95度8メートルのところ

〃 ハ ロから真方位5度195メートルのところ

〃 ニ ハから真方位95度9メートルのところ

〃 ホ ニから真方位5度195メートルのところ

〃 ヘ 瀬戸内工業埋立地北側護岸と直角にFから北へ380メートルのところ

〃 ト Gから真方位74度26分2, 126メートルのところ

〃 チ トから真方位211度58分74メートルのところ

〃 リ ヘから真方位264度50分153メートルのところ

〃 ヌ リから真方位5度20分96メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、ロハ、ハニ、ニホの5直線とAE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Eヘ、ヘFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、トチ、チヘの2直線とヘト間（AE間沖出し200メートルの只曲線）で囲まれた区域及びヘリ、リヌの2直線とヌヘ間（AE間沖出し200メートルの只曲線）で囲まれた区域を除く。